

## いわき会場(いわき明星大 児玉記念講堂) 10月28日(日)

No.	質問内容	回答者	回答内容
1	東京電力が人災と認めないのには、理由があるのか	東京電力	正直なところ人災につきましては言葉の定義というところがあるかと思えますけれども、今回福島第一原子力発電所の事故については、その原因は津波に対して十分な安全設計ができていなかった、足りなかったことが原因であり、それにより今回の事故が発生しまして、大量な放射性物質が放出しました。この大量の放射性物質によりまして、皆様避難を始めとしまして大変なご迷惑をおかけしています。私ども東京電力は、今回の事故の直接の原因者であり責任者であります。現在皆様にご迷惑をおかけしていることにつきまして、損害賠償を進めさせて頂いておりますが、私ども東京電力が直接の原因者であり責任者であるというところでございまして、出来る限りの取組みをさせて頂きたいという状況でございます。
2	新聞に、東京電力が事故直後に連絡をしなかった件に関する正式回答で、事故直後に連絡をしたが通じなかった・努力をしており協定違反ではないとしている、とあったが、どのような努力をしたのか。	東京電力	通報・連絡につきましては、浪江町様到大変なご迷惑をおかけしてしまったという状況でございます。浪江町様とは福島県と共に東京電力で通報・連絡の協定を事故の前から結んでおりました。その協定に基づきまして、事故が発生したときには速やかなご連絡をすることになっておりました。今回の事故の時ですが、事故が発生した直後に私どもとしましては発電所から通報ということで電話、FAXによる連絡を努めましたが、結果として浪江町様に直接連絡が入らないという状況でございました。対応としまして、時間は大変遅れてしまったんですけれども、事故が発生して2日後に担当者を浪江町の役場に派遣させて頂いたという状況です。このように大事な事故について、通報・連絡ができなかったということは大きな反省でございまして、通報・連絡の協定につきましても、今回のように電話・FAXで連絡が取れない状況になったときには、速やかに担当を派遣することも含めて、協定の内容について見直しを協議させて頂きたいということで、町と相談させて頂くというところです。1つ1つ今回の反省を踏まえて、できることからしっかりと取り組んで参らせて頂きます。
3	本格除染後の空間線量の目標値はいくつか。	環境省	平成24、25年度の2年間の除染の前に、大枠としての目安の目標としては長期的に年間1mSvという目標はございます。全体の目標の中でH24年度、25年度の2年間に除染を行う際でございますが、残念ながらこの2年間で各場所が何ミリシーベルトまで下がるかということをしごく詳細にお示するということは技術的に難しい状況にございます。大まかな目標としましては現在年間20mSvのところは平成24、25年度の除染において8mSvまで下げるという大枠としての目安の目標は設定しています。いずれにしても目標値を設定できないからお終いというわけではなくて、全体の長期的な目標の達成に向けまして平成24、25年度に除染を実施した後も、モニタリングをしっかりと行っていき、これで終わりというわけではなくその後の対策も継続して行っていきたいと考えております。まず平成24、25年度にしっかりと除染を最大限行って、その後も継続的なモニタリング対応を行っていきたいと考えております。
4	浪江町では年間1mSv(毎時0.23マイクロシーベルト)を目標にしていると思うが、そこに至るまで何年かかるか。	環境省	毎時0.23μSvという目標は長期的に達成する目標として定めたものでございます。長期的にというのは何年で達成できるのかというご質問ですが、大変申し訳ありませんが十分なデータ・知見が集積しきれおらず、きちんと申し上げることが残念ながらできない状況です。一方で、しっかりとデータを把握してから何年になるのかというのを決めるのではなく、並行して実際に除染作業を進めていきたいと考えておりますので、データを取りながらご説明していきたいと思っております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
5	除染が何年かかるかわからないのに、賠償に関わってくる区域再編で、標準期間を決めた理由はなぜか。	資源エネルギー庁	何年かかるかわからないということは、結局のところその時期まで解除されないというわけではないと思われま。賠償紛争審査会なりで一定の考え方が示された時に、金額が生活費含めて240万円という数字も示されております。これも含めて東京電力で標準的な期間として我々とも協議をした上で決めております。解除見込時期の設定、それから実際の解除ということ、標準期間が必ずしも一致するわけではございません。ですので実際の解除までは行くと先ほどご説明した通りでございます。
6	いつになったら線量が低くなるかわからない中で、子供がいる家庭など帰れない新しい場所で新しい生活基盤を築くには資金が必要で、一律賠償は絶対的な話だと思う。賠償の基準をもう一度考え直せないか。	資源エネルギー庁	今のご質問では、一律賠償という考え方を取り入れるかということ、絶対額を見直すかという両方があるかと思ひます。一律賠償の意味は、区域の見直しも何も関係なく一括でやるということにしましては、先ほどのご説明の中で賠償紛争審査会のことも申し上げましたが、立ち入り制限の具合等いろいろ差があります。町から出ることを決めた方と残る方と差が出ないように示されています。その中で区域の見直しと全く関係なく一律の賠償をするということは、紛争審査会との考え方とも合わないということで、極めて困難だと思います。絶対額のお話については、基本的には事故の直前の際にお持ちになっていた財産を補償することが考えになっております。しかし先ほど金額を見積もる手法を申し上げましたが、やはり高額のものをお持ちの方、あるいはもっと別の形でお持ちの方いろいろいらっしゃると思いますが、こういった方について個別の推定方法についても今検討はしているところ。ただ全体の一律の基準を全て底上げすることは極めて困難と考えております。
7	東京電力はいくつも土地を持っているが、代物弁済として東京電力が所有する土地を原発被災者に提供できないのか。国も政策として原発を進めてきたのだから、ニュータウンのような被災者の住宅を作ることを考えたかどうか。賠償金をもらっても、田舎と街の土地の価格は違い、賠償金では満足な家を建てられない。	復興庁	賠償では不十分な点があるのではないかと、これから避難生活が長くなる中でいつまで仮設住宅での暮らしを続けさせるのかという点があったかと思ひます。ご指摘の代物弁済でございますが、国としては賠償でカバーしきれない部分につきまして、「新しい賠償基準について」のP32にもあるように、復興住宅を早く国で整備し、県とも整備の相談をしておりますけれども、第一弾で早いものは平成26年3月に具体的な復興住宅を、例えばいわき市、郡山市、会津若松市に用地の確保・設計の目途も立てて来年度早々から着工して、早く復興住宅にお入り頂けるような環境を整えていきたいと考えております。ニュータウンではございませんが、町外コミュニティといった話もございます。復興住宅を中心に周りに医療、福祉、教育といった環境を整えていくといったことについても、避難されている先の自治体と色々な協議や相談を始めさせて頂いているという状況でございます。
		東京電力	東京電力において代物で土地を提供して皆さんの生活再建に充てるということができないのかというご質問ですが、私の立場で今この場所で出来る出来ないは申し上げられないので、本社にそのようなご意見があったということをお伝えしたいと思います。また当社としてはそういう風な考え方だけではなく、いわき補償相談センターを始めとして賠償を進めていますが、資源エネルギー庁から説明があった形の財物賠償をはじめ、先日から始まった包括請求というある一定期間をまとめてお支払する、そのことによってある程度纏まったお金を皆さんに賠償することによって、少しでもこの先の生活再建に充てて頂いた中で、生活の先を考える糧にさせていただくという考え方の中で、賠償を進めさせて頂いているところ。我々としても精一杯これからやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします

No.	質問内容	回答者	回答内容
		馬場町長	<p>町での代物弁済、国に対するニュータウンの対策については、当初は考えたこともありました。しかし意向調査も踏まえて、皆さん望郷の念にかられています。アンケートを見ますと60%強の方が戻れる状況になったら戻りたいという結果が出ています。私たちの終の棲家を早く見つけてくれという話を聞いて、本当に胸が痛んでいます。そういう状況の中で、私も今、環境省の質問に対する回答でびっくりしましたが、8msvではだめで、やはり1mSv、0.23マイクロSv/時なんです。今までの技術ではないと思います。しかし今後新しい技術が出てくると思っているんですが、先ほどの答弁の8mSVでは話にならないんです。皆さん安心・安全の下で浪江町に帰れないですよ。私どもは最初から1mSv以下に落とすということで要請してきました。それがH24年、25年度で8mSvは心外です。復興計画にも出てますように、とにかく5年6年なかなかその場所で生活できないという状況は状況でありますので、復興住宅を例えばいわき市にお世話になって、作って、そして1mSvに落ちるまでとにかく除染をしてもらうことでやっていきたいと思っています。代物の問題というのは国がはっきり言ってもらわないと困ります。8mSvなんて初めて聞きました。本当にびっくりしました。こんな事じゃだめですよ、環境省。何十年かかるかわからないですよ。とにかく皆さん肉体的・精神的ストレスがたまって大変な状況になっています。そういう状況をいくらかでも和らげるのが町の行政と思っておりますので、しっかりと取り組んでいきますので、ご理解お願いします。</p>
8	<p>広野町の親戚が、放射能の影響で薪風呂が使えなくなったので内風呂を作ったが、東京の東京電力から補償なしという回答がきたとのこと。広野町に来ている東京電力の方も補償なしと言っていた。浪江町でも同様のことが必要になってくると思うが、補償の現実は。</p>	東京電力	<p>現在の当社の賠償のあり方という部分からすると、賠償することはなかなか難しいと考えております。ただ細かい状況について我々も把握しないと完全にだめですと言い切れない部分がありますので、もしお時間があるようでしたら、いわきの補償センターは土日も含めて9時から17時まで空いておりますので、お出で頂き、お話を伺っていくことで対応させて頂ければと思います。もしいわきまで来るのが難しいということであれば、電話を頂ければ当社の人間が伺いお話をお聞きするという対応も可能です。</p>
9	<p>「新しい賠償基準について」のP5で避難解除見込時期に応じて決定とあるが、町の復興計画で5年間と定めており、区域再編には関係なく一律賠償になるのではないか。</p>	内閣府	<p>解除の見込時期は、原子力災害対策本部長が避難指示あるいは解除を行って参ります。解除の見込時期につきましても、現在町とも協議をさせて頂いてますが、インフラ復旧状況、除染の計画の状況などを一つ一つしっかりと踏まえながら、町とも協議をしながら決めていくものでございます。市町村の決定を踏まえて決定という話は以前のバージョンに書いてありましたが、もちろん町の6年は帰れないというお考えも承知しておりますので、それを踏まえて国と町でしっかりと協議をして決めていきたいと考えております。</p> <p>現在、復興庁でインフラの復旧状況を町の当局と検討を進めております。また環境省も除染の今後の見通しについて詰めていく予定としております。現時点でいつということを申し上げられないのが歯がゆいところですが、できるだけ急いでこの協議を進めて参りたいと考えております。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
10	<p>自宅の上が国有林である。 除染の除染の進め方の図で、真ん中の下の方は広いが、P6の表を見るとほとんど国有林でやらない。除染対象は1%以下では。こんなことで進むのか。国有林は上にあり、ごくわずかな地域を除染しただけでは元に戻ったりするのではないか。</p>	環境省	<p>除染の進め方は、年間50mSvを切る場所であって、かつ国有林全体をやるとかなり時間がかかってしまうということもあり、住宅地、農地、道路など生活圏として特に使われるところを、H24、25年度にまず除染したいと思います。それから先の部分の除染作業につきましては、現在どのような方法が一番効果的かを検討しており、段階をつけて行っていきたくと思っています。 地下水等の水質モニタリングも行っておりますが、河川の水質等につきまして、7-9月の結果は検出下限値より低い結果となっております。引き続きモニタリングをしっかりと行っていきます。 除染後に線量が上がるのではというご指摘でございますが、これまで得られている先行した除染の結果を見ますと、除染後に元の状態に戻るといことは生じておりません。一部の道路などで、一般の車が立ち入ることによって、除染直後より少しだけ上がる事は確かにございました。また雨どいに木の葉が溜まってくるという事はございますので、H24、25年度の除染後もしっかりとモニタリングを行って、線量が上がる場所があるかどうかは監視し、ホットスポット的に上がる部分があれば取り除くことを行っていきたくと検討しております。</p>
11	<p>これまでのマスコミ情報によると、国は森林除染はやりたくないという姿勢を貫いている。 我家のすぐ上が国有林だが、安全だとどう担保してくれるのか。我家の敷地からどこまで除染してくれるのか。除染後というポイントにおいて、除染直後の状況が保たれると担保できるのか。</p>	環境省	<p>一度、森林除染は必要なしという報道が流れてしまって、皆様にご心配・ご不安を招いてしまって大変申し訳ないと思っています。現在、森林除染につきましては、全てを一気にやるは時間がかかりすぎるので、優先順位をつけて実施する方針になっています。そのため生活圏から20mの範囲でまず除染を行っていきます。これは色々な研究結果から、生活圏に近い森林は離れれば離れるほど線量が減衰するということがありますので、大体10mくらい離れば減衰といわれております。安全を見て20mまでは最初のH24、25年度で実施しようと考えております。それ以降の森林除染は、一番効果的・効率的な方法をまだ検討している段階でありますので、ご指摘頂いたモニタリングの場所をどうやるかを含めて、今後検討したいと思います。まだそこを示せる段階でないことは大変申し訳ないことではございますが、一方検討を行いつつも、住宅とか近くの森林除染の除染作業も平行して進めさせて頂けないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。</p>
12	家財の基準でいう子供とは何歳までか。	資源エネルギー庁	18歳未満が子供という基準でございます。
13	財物賠償で、0歳と17歳は補償が同じか。		<p>そうなります。家財に関しましては、家族の年齢によって持っているものが違うだろうということも検討の中ではありました。一方で、ご高齢の方であれば自動的に物を持っているかどうかということも難しく、大人と子供ということでこのような表を作らせて頂きました。これまでの説明会でお聞きしてるのは、高額のお仏壇をお持ちの方も伺っています。被災の実態になるべく添った形にできるよう清掃費用、あるいは修理する費用を出せるように補足的なことを同時に考えております。</p>
14	<p>県外に避難しているが、家族が別の県外にいる場合もある。高速道路で県外から県外だと無料にならないが、避難してる方に通行証を発行して家族間の行き来は無料にできるように計らっていただきたい。</p>	復興庁	<p>高速道路の無料化は、皆様が県外から元の町、あるいは浪江町の役場に一時的に戻られることを対象に無料化ということで、県内のインターチェンジを通過する場合に浪江町にお住まいだったことを見せ頂くことで無料化になっております。県外から県外の場合は対象になっておりませんが、ご指摘頂いたことはきちんと受け止めて、できるかどうかきちんと伝えて考えていきたくと思います。高速道路無料化も来年1月までとなっておりますので、更に続けられるかも検討課題です。皆様が避難生活で色んなご負担を強いられていることも認識しておりますので、できるかできないかも踏まえてきちんと考えていきたくと思います。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
15	「新しい賠償基準について」のP6は理解しにくい。例がないとわからない。誰にでもわかるように資料作成してほしい。机上論ではなく、避難している私たちの立場に立って考えてほしい。	資源エネルギー庁	サンプルを出すか出さないかは大分悩みました。今日頂いたご意見は、今後検討します。精神的損害に関しては1人あたりで出しており、財物も割と簡単な形で出していますが、不動産については100人100様なので、それをお見せするかどうかは内部で大分議論がございました。今日頂いたご意見は持ち帰らせて頂きます。
16	町は5年帰れないと言っているが、除染の話を聞いてると、それからインフラ復旧等も考えると、確かに帰れない。  我々の基本的人権を守られてないのではないかと思う。国が無視していると思う。賠償については国の考え方を改めて一律賠償を再度検討してほしい。	内閣府	一律賠償につきましては先ほど説明申し上げた通りですけれども、不動産それから精神的賠償の関係で、見込時期に応じて一括払いで支払われるという説明がございました。見込時期については、国と町とで現在きっちりと打ち合わせの作業を進めておりますので、その過程を踏んで決定していきたいと思えます。
		復興庁	インフラの復旧につきましては、先に区域の見直しが進んだ町村については、インフラ復旧の工程表でH25、26、27年度の3年度の間でどこまで進めるのかというのを町や県の皆さんと摺合せをして公表をさせて頂いております。この後も、それ以外の市町村につきましても、これからの区域見直しのこと、それ以降の本格的な復旧のことを考えまして、摺合せはじめさせて頂いたところです。上下水道等、生活の基本になるライフラインの復旧にどれくらいかかるのか、上下水道が戻らなければ役場の機能ですとか、病院や学校も再開できませんので、一番の基本中の基本ということで、できるだけ早く進めたいと考えておりますけど、どれくらいの被害を受けているか、下水処理場の方は幸い大きな被害がないわけですが、下水管は地面の中に埋まっておりますので具体的にマンホールの蓋をあげて、カメラを通したりしないと、どれ位、何キロにわたって被災しているのかわかりません。それを確認した上できっちりとした災害復旧の事業計画を立て予算をつけ復旧していくのですが、完全にやり切るには時間がかかりますので、大体これくらいというのを早く見通しを立てていく必要があると思えます。工程表について、国、県、町の協議が整いましたら、速やかに皆さんにも公表できる形にしていきたいと思えます。
		町長	解除の見込ですが、全く国は勝手です。昨年3月12日に、役場の2階の災害対策本部で自家発電で朝の5時44分にNHKのTVを見ていたら、首相官邸から、10km圏内にいる住民の方は避難してくださいという連絡で、見てびっくりしたんです。これは避難しないとだめだ。原子力防災計画から言って違反なんです。避難指示を出す場合には、どこに避難する、どういう方法で避難するというのが防災計画に謳っているんですが、私共に連絡をよこさない。それで勝手に避難指示の解除は市町村と協議して国が決める。決めたらいいんだけど、賠償や除染はどうやって責任をもってするんですか。諄々とした説明がなくて、解除なんかできないでしょう。私共出たのは5時44分です。原発が危ないというので20kmの避難指示が出たのは我々の避難した後です。6時23分に政府が20kmの避難指示が出たんです。私共は危ないから早めに20km出たんです。それだって国は連絡をよこさない。東電も連絡をよこさない。連絡協定の違反があったけれど、違反だとは絶対言わない。 避難指示の解除をする時に国が決定しますと、これはもちろん総理大臣が決定するんですけれども、私共の意見を聞いて解除をしていかなければならない。我々は1mSvが目標値ということで国が最初言ったんですがいつの間にか20mSvになってしまい、今度は8mになっていました。8mSvで解除できるのですか。第一原発の事故の収束の問題をとっても危なっかしい。だから避難指示解除はできないんです。そういう状況を踏まえて国が対応していただかなければ駄目です。そういう状況で避難指示がどうだ、解除がどうだから一律賠償ができないとか。一律賠償をすぐしなくては生活できない。私共は一生懸命協議しています。そういうことでご理解頂きたいと思えます。

No.	質問内容	回答者	回答内容
17	事業設備を茨城に持ち出した。福島県内なら補助はでるが、茨城では補助がない。警戒区域の企業については最優先で補助をお願いしたい	復興庁	<p>企業立地補助金については、警戒区域にいらした事業者の皆さんが外に移転された時の支援につきましては、これまでも特別な融資制度ですとか、グループでの補助金等を活用して、移転について、移転した後の事業再開についても政府としても政策的な対応をとってきたところがございます。企業立地補助金はまさに福島県に外から企業が来る、或いは福島県で事業を再開していただくために拡充してきた補助金でございます。福島県外で立地する、日本全体の底上げということでやっている補助金もあるのですが、復興財源を本来被災地でないと使っているのではないかと非常に厳しいご指摘、お叱りを頂いております、見直さなければいけないということになっております。もちろん警戒区域で操業されていた皆さんが事業再開できるように支援の拡充はこれからもやっていきますけれども、移転先で戻れるまで事業を続けて頂くことも非常に大事なことで、県内に戻ると同等の支援かというのは議論はあるのですが、融資制度など色々対応を考えていきたいと思っております。ご不便な点あるかと思っておりますが、個別にも事業継続・再開の上での課題を伺わせて頂き、これからの検討課題にさせていただきますと思っています。</p>
18	原発の現在の状況はどうか。ヨウ素とかセシウムとか出ていないのか。最初に説明するべきではないか。茨城に避難しているが情報が入ってこない。	原子力災害対策本部	<p>1～4号機の状況は、昨年12月に冷温停止状態ということを達成しましたが、事故収束したという状況にはございません。1号機から3号機は爆発してしまったわけございまして、現在も放射性物質は当初に比べたら少ないですが、出ております。これを毎月評価をしております、敷地境界で1号機から3号機まで、追加的に年間0.03mSvが出ている状況でございます。これは既に出ている大量の放射性物質を除いた値です。</p>
19	新聞では放射線物質は一切出ていないとあるが、実際は出ているのか。	<p>原子力災害対策本部</p> <p>東京電力</p>	<p>現在出ている放射性物質の主なものには、セシウム134と137です。国が廃炉に向けた中長期の計画を月1回発行させて頂いており、浪江町含めて近隣市町村に伝えてございます。HPIにも載せていますが、伝わっていないということで申し訳ございません。</p> <p>発電所からの放射線物質の放出につきまして、環境省からご説明が合った通りです。そもそも放出状況につきましても、私共の方で実際に建屋で測定し、敷地境界でどれくらいの放射線量になるかという計算をしております。こういった内容につきましては、中長期ロードマップの作業の進捗状況の確認ということで、政府と東電で合同会議を設けられており、その中で私共の情報を国が確認するという事で進められております。放射性物質の放出状況につきましても合同会議からの発表ということで、月に1回内容が発表されております。こういったものは私共の方でも役場を周らせて頂いてご説明させて頂くんですが、HP等にも公表しておりますが、中々それが皆さんに直接伝わらないということが今のご指摘だと思いますけれども、より広く情報を公表させて頂くためにはどういう風にすれば良いかを検討させて頂きたいと思っております。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
20	11/11の福島民友に双葉町を除染しないと150年間帰町できないと出していた。57万ベクレルのプルトニウムが発見されたともあった。プルトニウムの半減期は500年とかだと思いが、この情報を隠しているのではないか。	東京電力	今回事故によりまして放射性物質の放出の大部分は放射性ヨウ素とセシウムですが、やはり一部プルトニウムの放出も確認されております。原発敷地内は東京電力が測定しておりますが、もともとプルトニウムは事故以前に中国等の核実験で放出されたものが日本の方に飛んできている状況でして、ただ今回の事故に由来したプルトニウムも確認されているという状況です。発電所の敷地外は国の方で広く調査が行われおりまして、飯館村でもプルトニウムが確認されている状況で、国から公表されております。量的に見るとセシウムに比べてかなり少なく、被ばく線量の評価をしますとセシウムが線量的に影響度が大きいということで、今現在は確認の上で除染や住民の方の被ばく管理につきましてセシウムを中心に管理をすればプルトニウムも全体的に管理ができるということで管理が行われている状況です。双葉町の数字は承知していませんが、80km圏、100km圏で調査までされており、飯館村とか、浪江町でも数字が出ております。測定結果が一番高いところで1㎡で150ベクレル、地面の1平方四方に150ベクレルあるという数字です。双葉町は1gあたりどれくらい含まれているかという測定値化と思いますが、環境中の測定結果は単位が違って直接比較できなくて申し訳ありません。ただセシウムの観測地はそれに対して1千万倍とかになっているので、影響的にはセシウムの影響が大きいということで管理がなされているという状況です。
21	町の考えは帰れるのに5年かかるとしているのに、国は町や議会の議決の重みをどのように考えているのか。	内閣府	解除見込時期に関連致しまして、町或いは議会の方で5年、或いは発災後6年帰れないというご意向であることは私共も十分承知しておりますし、この説明会の第一部に於きまして復興計画においてその旨書かれていることも認識致しております。国としても町、議会がこのようなご意向であることは重く受け止めなければならないと考えてございます。一方で私共、解除の見込時期につきましては、実際のインフラの復旧の状況であるとか、或いは今後の除染計画等を1つ1つしっかりと町と突合せをしたうえで、町しっかりと協議して決めていくものと考えており、今後その作業をできるだけ早く進めていきたいと考えております。
22	一律賠償をどのように考えているのか	資源エネルギー庁	解除の見込時期というのは一括して前もってお支払する期間になります。その後伸びた場合、或いは実際の避難解除時期までの間は、前もってか後で精算払いでお払するかは違いますが、いずれにしても避難の期間に応じた賠償金が払われるというのは同じでございます。
23	宿泊可能な放射線量は具体的にいくつか。	内閣府	今回、区域の見直しを行う予定にしておりますが、区域の見直しを行っても避難指示は引き続き継続致します。避難指示が継続している間は基本的に宿泊はご遠慮頂くというのが現在想定している運用でございます。宿泊とか居住が可能になるのは、避難指示が今後解除されるタイミングという位置づけで書いてございます。ちなみに避難指示解除準備区域は年間20mSv以下、居住制限区域が年間20～50mSvの間ということでございますけれども、今後区域の見直しを行った後で除染等でしっかりと線量を下げて行って、生活環境が整備された段階で初めて居住が可能になると考えてございます。

No.	質問内容	回答者	回答内容
24	人が住める放射線量を、赤ちゃんだとして、どのレベルが安全と考えているのか。	内閣府	<p>政府の方としましては、放射線の健康影響に関しまして、しっかりと普及広報をしていきたいと考えてございます。なかなかこの面で私共十分な情報提供ができてきたとは思っておりませんし大きく反省をしてみるとことでもございます。こういう点につきましてはできるだけホームページその他の媒体のみならず、こういう直接的な機会でお話をして参りたいと考えております。20mSvをどう設定したのかということでございますが、国際的機関、或いは国内の専門家を集めた上での科学的な共通の知見として、100mSv以下の被ばくというのは、発癌のほかのリスク、例えば喫煙や肥満や野菜不足と比較して紛れてしまうほど小さいレベルだというのが国際的な知見となっております。それを受けまして、100～20mSvの間で避難のレベルを設定すべきというICRPという国際的な機関の要請の中で、一番厳しいレベルで20mSvを設定したわけでございます。リスクがゼロということはありませんが、喫煙等に比べて十分に低いレベルだという考えでございます。ただ実際に住まれるかどうかは、皆様方個人個人の判断が入ってくると存じます。安全と安心は違うということございまして、どのレベルなら皆様が安心できるかと、しっかりと判断していくことが必要になってくるだろうと考えてございます。</p>
25	区域見直しを進めているが、建物の中の線量はどうか。外部より内部の方が線量が高いと住めない	内閣府	<p>建物の中の線量はケースバイケースでなかなか一概にどの程度になるというのは難しいですが、よく使いますのが、屋外での線量に0.4をかけるというのが概算の屋内の線量を予測する係数として使われることがございます。例えば屋根が壊れて雨漏りしている、外から埃が入ったなどということ変動しうることがありますけれど、基本的には屋外からの遮蔽効果があるだろうと考えられてございます。</p>
26	大柿ダムに大量に放射線が入って、それを我々が飲むのか。この状況では住めないのではないか。	内閣府 復興庁	<p>水自体につきましてはかなり検出限界以下のレベルでの放射性物質ということで、モニタリングを行いますと水自体にはあまり出てきませんけれども、実際にはダムの底に沈んでおりますシルト等、こちらにかなりの放射性物質がまだ含まれているという結果が得られております。従いましてここからの水を農業用水等に使う際もどのような形で使っていけばいいのか、例えばフィルターを使って水の濁った部分を濾過をしていくなどの方策も考えるところでございます。具体的にまた水を使えるような形にしていく取り組みを政府一丸となって進めていきたいと考えております。</p> <p>大柿ダムは基本的に農業用水ということでございまして、皆様の上水道、飲み水については谷津田の取水場から取り込んでおられると伺っております。この水源となっているのは、地下からくみ上げるということですが、町から伺ったところでは放射性物質は検出されていないということでございますけれども、にごり水成分の中からセシウムが万が一混じた場合でも膜ろ過設備を設けることにより、これを取り除くことが可能と考えております。これは新たに浄水設備に取り付けるとなりますと、色んな補助制度を活用して設備を付けて万全を期するというところでございまして、復興庁から厚生労働省に呼びかけをし、皆様がお戻りになりました時にも飲み水に心配がないようにきちんと力を入れてやっていきたいということでございます。大柿ダムについても農業用水の問題でございますが、営農再開の時には雨の降った後にセシウム等が検出されないようきちんと力を入れて対策を取りたいと考えております。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
27	いわきから浪江町に戻るのに避難区域があるが通過できるのか	内閣府	<p>通過交通について、仮に浪江町だけが警戒区域を解除しまして区域見直しを行ったとしても、現在、南の双葉町、大熊町、それから富岡町が引き続き警戒区域がかかっています。警戒区域の通過交通は、原則認めないような形で運用させて頂いて参りました。</p> <p>ただ、通過につきましては、通過を認めてほしいというご要望も数多く寄せられています。従いまして、最近でございますけど、私ども国と関係する市町村の間で、警戒区域どのような条件のもとであれば、通過交通が認められてもいいのかと、具体的にどのような形で運用していったいだろうかと話合いをすでに始めてございます。例えばどこかが許可証を発行して、それを受けて通過される町の方も、それで通すというような話し合いを、今進めてございますので、もうしばらくお待ち頂ければ、ある程度具体的な方向をお示しできると思います。</p>
28	避難指示解除の基準を教えてください	内閣府	<p>現時点で、解除の際に線量が数字で何mSVまで下がったら解除をするという具体的な数字は、私どもは持ってはおりません。これはなぜかと申しますと、先ほど申し上げましたように、安全と危険の間のレベルとして、数字を求めることはやろうと思えば、出来ることかもしれませんけれど、一方でこれは、皆様方の安全というよりは安心の面が非常に大きくなって来るだろうと思えます。解除を行う際には、線量もそうでございますし、それ以外にインフラの復旧状況や本当に自分たちがここに住めるのかという生活環境がどの程度回復をしているのかということも併せて考えていくのが、解除の考え方でございます。その中で、どの線量レベルであれば、安心して住めるだろうかと、町あるいは皆様方住民のご意見も伺いながら決めていくということを現在考えております。</p>
29	線量の限界は、一般の人が1mSVで職業人が5年で100mSVじゃないのか	内閣府	<p>仰る通り、職業人、放射線関係の業務についておられる方の線量の限度は5年間で100mSV、あるいは1年間で50mSVという基準があるのは事実です。ただ、今回の避難指示解除区域の20mSV、あるいは避難指示の年間20mSVというのは、これとはまた別の根拠からまいりまして、具体的には、先ほど申し上げますとICRPが提唱いたしております緊急時被ばく状況の概念の中で原発事故等の後で放射物質に対する対処が緊急に必要な場合というのを緊急時被ばく状況と申し上げますが、その中に引き続き浪江町もあるというふうに私共も考えております。そこから一番厳しいレベルとして20mSVを持ってきたということでございます。</p> <p>1mSVにつきましても簡単にお話を申し上げますと、1mSVというのは、確かに原子力施設が敷地境界の外部に与えていい放射線量の限度ということで定められております。これは、人の健康にとって健康か安全かという話ではなくて、いわゆる原発事故の前の平常時にどこまで原子力施設が外界に影響を与えていいのかという施設に対する規制でございます。これはあくまでも平常時、事故前の状況を想定をいたしております。なぜ1mSVかと申しますと、自然放射線のレベルが日本では平均1.5mSV、世界ですと年間2.5ですし、スウェーデンですと年間6mSVというレベルでございます。こういう所から原子力施設が外界に与えていい、いわゆる擾乱という放射性物質の影響は1mSVというふうに定められているものでございます。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
30	事故の前(1mSV)に戻るのが基本的な考えではないか。それが解除の条件になるのでは。	内閣府	仰る通りでございます。現状復帰をするつまり事故前のレベルに持っていくというのが、先ほど除染の方で中長長期的に1mSVを目指して除染を進めていくという国の方針の正に根拠がございます。現状復帰を目指していくところから、1mSVを目指すということでございます。一方で、解除をいつ行うのかということにつきましては、現状に戻らないと解除出来ないのかというのは、もう少し高いレベルでも、実際に生活を始めるということも可能なのではないかという考え方の方のいらっしゃります。現に、年間5mSV以上の地域にイタリア人は350万人以上の方が住んでいらっしゃいますし、スウェーデンの年間自然放射線のレベルは年間6mSVでございます。申し上げたいのは、様々な放射線の状況があるとこを認識をした上で、いつどのレベルであれば戻って生活出来ることが大丈夫かということをおためて、私共それから住民の皆様方も含めまして議論をして解除をして行こうと言う考え方でございます。
31	浪江町に関しては年間1mSvを目標として除染をお願いしたい。それまでの間、被ばく線量の管理が個人任せ。記録する機関はないのか。	内閣府	一時立ち入り等で個人での線量管理という形で運用管理させて頂いているのが事実でございます。一方で、もちろんご希望に応じて、必要な方々に線量計の貸し出しをやらせて頂いたりとか、スクリーニングをやらせて頂いたりとか、ということはこれまでもやらせて頂いております。また、被ばく量の管理ということでございまして、県の方でも県民健康管理事業で、内部被ばくあるいはホールボディカウントを使った外部被ばく等について、しっかりと体制を組んで対応していくという体制も引かれております。出来るだけ無用な被ばくを避けて生活をしていくというのは、これは私共政府も大原則として考えてございますので、出来るだけ皆様方が線量管理をやりやすいような環境を整えて参りたいと考えてございます。
32	病院で、浜通り・中通りの人が差別されているが、どういことか。被ばくしていると思われ差別されているのでは。就学援助を受けた際に、預貯金や家族の年収や賠償金額を書く欄がある。これは差別では。	馬場町長	今の就学支援の問題についてもあるいはお医者さんの関係も、私共に色々な投書は来ております。そういうことで、ここのいわき市の協力を貰わないと、我々としてもなかなか受け入れられないようなものもありますので、これは私共浪江町とそれからいわき市と協議をしていきたいというふうに考えております。先ほどの憲法25条、私も冒頭のあいさつの中で話しましたように、我々には生きる権利生存権というのがあります。健康で文化的な生活を営む権利を有するというふうに規定されているわけです。それが全部阻害されているわけです。そういう状況を作ってはならないということです。今日は国の熊谷副本部長も来ていますので、そういったことを肝に銘じて頂いて、我々の被災者、そういう方々の心に身を寄せるような、やっぱり優しい政策を打ち出していきたいというふうに思っています。今までずっと要請はして参りました。そういうことで、大変心配でしょうけど、こちらの方としましてもいわき市と協議をしながら、そういうふうにならないように、是非努力して参りたいと思っております。ちょっと回答にならないかもしれないけど、具体的にそういう話を当局と話をしながらやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
		東京電力	<p>先ほどご質問を頂いた中で、本当に今回の当社の原子力発電所の事故におきまして、先ほど言われたようなことをはじめとして、浪江町民の方を始め大変多く方にご迷惑ご心配をかけているその点につきまして、高い壇の上からでございますけれども、この場を借りてお詫びを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。</p> <p>私は今、いわきにおいて賠償の仕事をさせて頂いておりますが、また隣におります支援室で福島発電所の安定に向けた取組みを含め皆様のご支援をさせて頂いているところでございますが、我々としても少しでも皆様のご負担が少なくなるようにというようなことの中で、我々東京電力が総力を上げて今後も取り組んでいく所存でございます。そのような意味で、また我々が足りないところは、また忌憚のないご意見を頂きながら精一杯取り組んでいきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。大変申し訳ありませんでした。</p>
33	仮の町はいわきではどの辺に造る予定か	馬場町長	<p>今、いわき市の市長と色々と協議に入りました。私も、本当に気づかなかったことがあったのですけど、いわき市も大津波で相当な被害を受けているのです。私共の沿岸部も非常に打撃を受けましたけれども、このいわき市も非常に影響を受けまして、いわき市の方の対応としまして、例えば、応急仮設住宅をつくるにしても双葉郡あるいは浪江町の場合は、応急仮設住宅をつくる時間が無かったものですから作れなかったのですけれども、そういう形で入ってきて同じその避難同士が、ラップしてしまった。それで、いわき市としまして対応に非常に苦慮したと聞きました。従って、その例えば、今の町外コミュニティですか、そういう状況をつくる場合には、いわき市民の方と交流できるような形の町外コミュニティを私共は作りたいということで、いわき市の方からもそういうふうに応入れをされております。</p> <p>場所については、これからどんな規模で、どういうふうな形態で、どのぐらいの方々がそちらに入るのかということで、意向調査をするような形になっております。そういうことで、これから場所の問題についても協議に入っていきたいというふうに考えておりますので、その点はよろしくご理解頂きたいと思っております。</p>
34	除染の範囲を教えてください。	環境省	<p>浪江町の除染の進め方という資料の2頁のところに、太枠線で囲ったところがございます。この太枠で囲った中の中の内、すべてを一気に除染しようとするとうして相当時間がかかってしまうということがございます。そのため優先順位を付けまして、皆さんが普段生活している所から順にやっいていこうと考えております。具体的には、住宅地、農地、道路、公共施設および、そこから20m以内の範囲の森林こまでを平成25年度までに除染をしていくと考えております。その20mより先の森林につきましては、現在どういった方法で対応するのが良いのかということを検討してるところでございます。ここのところの対応につきましては、残念ながら次のステップでいきたいと考えております。先ず皆様がお住まいになられていたところを中心に除染作業を進めていきたいというふうに考えております。</p> <p>除染の目標のところでございますが、現在、町と調整中の除染実施計画につきましては、線量に応じて二つの基本方針を定めております。線量が年間20mSV～50mSVの所におきましては、年間20mSVにまで下げるということを、この平成25年度までの除染で行おうということを決めるという予定でございます。また、年間20mSVを現在切っているところに関しましては、長期的に1mSVを目指していくと、目標としてやっていくと掲げているところでございます。ただ、これは、今回、除染の計画というのは平成25年度までの計画として定めているところでございまして、政府全体としましては、この平成25年度までの対応の後まで引き続きモニタリングや除染の対応等を行って、長期的な年間1mSVの目標に向けての対応を行っていききたいというふうに考えております。</p>

No.	質問内容	回答者	回答内容
35	表土の汚染はどの程度のものをどの程度に下げるのか	環境省	今私共の方で除染の効果を一番的確にお伝えできるものとして、空間線量の数値でお伝えしたところでございますが、実際の除染作業を行う際には、1m高さの空間線量に加えまして、1cm高さの空間線量や、1cpm土の表面がどれくらい汚染されているのか、といったことに関する測定も行っていきます。これを除染を実施する前及び実施した後にどれくらい線量、または土の表面の汚染状況を低減できたか、しっかりと測定していこうと考えております。これについては、具体的に先の空間線量のように目標値を定めておりませんが、目標の値に係わらず出来る限り放射線物質を取り除くという対策をしっかりと行って参ります。その結果をしっかりとご報告した上で、今後も継続的なモニタリング、どういった対応をその後行っていくのかということ、次の段階になってしまうんですけど、ご相談をさせて頂きながら対応させて頂きたいと思っております。
36	10kcpmの場所の除染は実施しないのか。	環境省	私のこれまでの経験上、10kcpm位であれば、線量でいうと2μSVから3μSVかなと思っておりますけど、そういったところも含めましてしっかりと除染して行こうと思っております。恐らく1kcpm位あったら、数値的な話になって恐縮ですが、1kcpmあると1μSVくらいは通常空間線量的にきいてくると思っておりますので、そういった4桁cpmのものは、出来るだけ落とさないと全体の空間線量も下げられないのではないかとこの経験上思っているところがございますので、そこはしっかりと除染を行っていきたく思っております。3桁cpmのところでも対応していかなければいけないところも結構あるのではないかと思っております。
37	登記されていない建物は賠償の対象にならないとあったが、課税対象になっているので賠償の対象にしてほしい。	資源エネルギー庁	先ず、お話のありました宅地についての賠償、建物の未登記のものにつきましては、固定資産税を納めて納めておられる方を、一応所有者とみなすと言いますか、ということで賠償出来るという方向で今考えて、それでやります。但し、登記がされていないということからしますと、所有者そのものと断定するのはちょっと難しいところがございます。従いまして納税されている方が、基本的にはお住まいの方だと思いますけど、その方から、そういう事情でこういうふうになっていましてということは東電の方に説明は書いて頂くことは考えておりますけど、未登記の建物だからと言って賠償されないわけでは無くて、そこに固定資産税の台帳に乗っかり常に税金を払っておられる方がそこに住んで居られれば、事実上その方と見なせるようにやろうと思っております。ちょっと先ほど私が申し上げた中で、もう一つ複雑なのは、登記がされているのだけれども、名前が違う方の場合、これは誰が所有者か分からなくなっておりますので、その場合は相続されている方のすべての実印を集めるといったもう一段複雑になりますが、一番最初にご質問もあった建物で未登記の場合については、納税されている方をもって一筆書いてもらうということもございますが、基本的にそれが手続きできるように準備をしているところでございます。
38	補償に関し、自分で食べる分だけ作っている農家はどうか。	資源エネルギー庁	JAIに出されている分と、別に自家消費されている分ということなのか、言葉悪いかもかもしれませんが自給自足という方のケースと違うと思っております。ただ、田畑の賠償というのは、物の方の賠償は今準備しておりますが、逆に自分の家だけで消費していた分の賠償の考え方が、何が損害かということが非常に認定し難くて、実は今の請求方式ですと失われた利益、失われたものについて請求するようになっていまして、正直申し上げまして、今仰ったようなケースに該当するかわかりませんが、自給自足のような方にどう賠償で払えると言うかは、正直検討中です。どのような支払い方が出来るかということで、もし後ほどでも個別でお話伺えるようであれば、ご示唆頂いて我々の方でも引き続き考えたいと思っております。

No.	質問内容	回答者	回答内容
39	精神的損害は長くなるほど負担が大きくなる。プラスで賠償があるべきでは。	資源エネルギー庁	<p>そもそもの精神的な損害の慰謝料部分について、長くなれば長くなるほど負担が大きいということでした。実は損害賠償審査会の一番根っこにある考え方においては、どちらかという、当初が一番事故に対する不安のところが大きくて、その後、損害賠償審査会は減額した方針がされております。ただ実際には、東京電力は当初と同じ金額の賠償を続けております。長期になればなるほど負担が出るという意味では、避難生活が長期に渡ると言う意味で、仰る通りでございます。逆に事故の当初から比べて線量が下がってきている等々他の状況もあるので、損害賠償審査会では、先ほど申し上げた通り、どちらかという減る方向に方針を出しております。ただ、今日頂いたご意見、今後、損害賠償審査会で検討する中でそうしたご意見があったということ踏まえさせて頂きたいと思っております。</p> <p>尚、この16頁と17頁の資料の中で、私の説明が悪かったら申し訳ありませんが、帰還困難区域と避難指示解除準備区域の一年当たりの単価が違うということは、この後ろにある立ち入りの回数が多いとか、実費に対する積算をもっております。長ければ長いほど、かける何年という意味では結果的には多くなっていることは、たぶん十分ご承知だと思いますが、1年の単価は実際の実費に近いところを基に計算をしたということです。</p>
40	緊急炉心停止装置(ECCS)が撤去されている。この影響は今回なかったたのか。完全に人災ではないか。技術者はECCSがあればベントする必要はなかったと話していた。	東京電力	<p>福島第1発電所でECCS緊急時炉心冷却装置が撤去ということで、7、8年前の話でございましょうか。申し訳ないのですけれども、事実関係を把握させて頂いてないのですけれども、基本的にはECCSという装置は発電所の安全管理上、極めて重要な装置ですので、基本的に何かその装置を別の装置に置き換えるとか、そういうことが無い限り、単純にその装置を撤去するということは基本的に無いと思っております。事実関係が分かりませんので、この場でお答え出来なくて申し訳ありません。</p>